

# 県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について

答 申

平成18年11月20日

高等学校入学者選抜審議会

## 目 次

はじめに .....	1
1 通学区域の現状と諸情勢の変化 .....	2
(1) 通学区域の現状	
イ 現状	
ロ 「3%枠」の活用状況	
(2) 高校教育を取り巻く諸情勢の変化	
イ 高校教育の普及と機会均等	
ロ 生徒のニーズの多様化	
ハ 少子化の進行	
ニ 生活圏の拡大及び交通網の整備	
ホ 法制度の改正・全国の動向等	
2 通学区域に関する県民等の意識 .....	5
3 通学区域の今後の方向性の検討 .....	6
(1) 通学区域の維持	
(2) 通学区域の縮小	
(3) 通学区域の拡大	
(4) 通学区域の撤廃	
4 今後の通学区域の在り方 .....	8
(1) 通学区域の基本的な考え方	
(2) 今後の見直しの方向	
(3) 見直しの実施に当たって	
イ 魅力ある学校づくりの一層の推進	
ロ 生徒が適切に学校を選択できる環境の整備促進	
ハ 制度見直しの十分な周知	

## はじめに

本県の高校教育は、これまでも生徒の個性を重視する観点から、総合学科や単位制高校の設置、中高一貫教育の推進など魅力ある学校づくりが着実に進められてきているが、今後とも生徒の様々な能力、適性、興味・関心、進路意識等の実情を踏まえた一層の取組が期待されているところである。

一方、高等学校の通学区域については、平成13年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、通学区域の設定については、その存廃まで含めて、各教育委員会の判断に委ねられることになった。

このような中で、本審議会は、平成17年7月12日に宮城県教育委員会教育長から、「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方」について諮問を受け、一般県民等を対象とした意識調査やパブリックコメントも行って調査審議を重ねてきたが、5回の審議会と15回の学区制検討小委員会の議論の結果として、「今後の通学区域の在り方」について、今回一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

## 1 通学区域の現状と諸情勢の変化

### (1) 通学区域の現状

#### イ 現状

通学区域に関する制度(学区制)は、高校教育の普及及びその機会均等を図るため、昭和23年に教育委員会法により定められ、本県では、昭和25年に、生活圈、学校数・収容人数、通学距離、交通網の実態等を考慮し、全日制課程普通科について13の通学区域を設定した。

その後、昭和40年代後半の受験競争激化への対応として、昭和52年には仙台学区を南北に分割し、さらに平成13年には、生徒のニーズの多様化などの教育環境の変化を踏まえ、生徒の学校選択の自由を拡大するため、通学区域の統合及び通学区域を越えた入学者の受入枠として「3%枠」の設定などの改正が行われた。

その結果、通学区域は現在、南部地区(刈田柴田学区・伊具学区)、中部南地区(亘理名取学区・仙台南学区)、中部北地区(仙台北学区・塩釜学区・黒川学区)、北部地区(大崎学区・遠田学区・登米学区・栗原学区)、及び東部地区(石巻学区・飯野川学区・本吉学区)の5地区・14学区となっている。

なお、全日制課程の専門学科(工業、商業、農業、理数科、英語科、体育科等)及び総合学科並びに定時制課程の通学区域は、全県一学区である。

#### ロ 「3%枠」の活用状況

「3%枠」は「入れる学校から入りたい学校へ」という生徒の希望に一定の役割を發揮しているところではあるが、その活用状況を見ると、制度を導入した平成13年度を除く5年間では、出願者数、合格者数ともにほぼ横ばいの状況で、全体としての活用率は低く、その活用は中部南地区及び中部北地区に集中し、他の地区での活用は低調である。

平成18年度入試では、ほぼ半数の高校で3%枠が活用されているが、その8割以上が中部南・中部北地区にある高校であり、前年度とほぼ同様の傾向である。3%枠を充足している高校も、そのほとんどが仙台市内にある高校である。

なお、3%枠による出願者は推薦入試で多く、一般入試での活用は少ない。

## (2) 高校教育を取り巻く諸情勢の変化

生徒のニーズの多様化，少子化の進展による急速な中学校卒業生数の減少，交通網の発達や生活圏の拡大等，今日の教育を取り巻くニーズや社会経済情勢は大きく変容してきており，それらを踏まえた対応が必要となっ  
てきている。

### イ 高校教育の普及と機会均等

本県の通学区域は，高校教育の普及及びその機会均等並びに地域間の均衡を基本に，地域の実情に即した高校づくりと高校教育全体の向上，特定の高校に志願者が集中することから生ずる受験競争の弊害除去，通学の利便性，経済的負担の軽減等にも配慮して設定されてきた。

また，それぞれの通学区域毎に，生徒の進学状況や地域の実情等を踏まえた高校の整備が進められ，その結果，通学区域設定時の昭和25年に41.8%だった高校進学率は，平成18年には98.5%に達し，通学区域制度は，その目的である高校教育の普及及びその機会均等の実現に大きな役割を果たし，成果を挙げたと言える。

### ロ 生徒のニーズの多様化

今日の複雑化・多様化した社会情勢を背景として，生徒一人一人の考え方や希望等も多様化してきている。

また，生徒の学習意欲の低下や中途退学など，生徒自身のニーズと密接に関連する問題の顕在化も懸念されている。

このような中で，本県では，生徒一人一人の個性を重視する教育を推進するため，高校普通科において，単位制やコース制，中高一貫教育校の導入を進めるなど，多様な学びの場の確保を図ってきているところであるが，生徒のニーズの多様化に伴い，生徒がその個性や能力，そして進路希望等にあつた学校を自由に選択できるようさらに配慮する必要が生じてきている。

### ハ 少子化の進行

本県の中学校卒業生数は，平成元年3月の35,137人をピークとして減少傾向が続いており，平成18年3月には23,550人，平成27年3月（現

小学校1年生)には約21,700人,平成32年3月(現1歳児)には約19,400人となるなど,今後も減少が続くことが予測されている。

平成18年と平成32年の中学校卒業見込者数を単純に比較すると,県全体では2割程度減少し,特に南部地区,北部地区及び東部地区においては3割程度の減少が見込まれ,地域によっては学校規模の縮小を招き,学校選択の機会が十分に確保されなくなるおそれもある。

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境づくりを推進することは社会全体の課題であり,通学区域についても,子ども一人一人の能力,適性,興味関心等に配慮し,これを伸ばしていく観点からその在り方を考えることが必要である。

## 二 生活圏の拡大及び交通網の整備

仙台都市圏を始めとする県内における道路交通網の整備等により,時代とともに交通の利便性が向上してきたことや,自家用自動車の保有台数が増加したことなどにより,広域での移動の常態化や生活圏の拡大が見られる。

このような中で,全県一学区である総合学科や理数科・英語科等の専門学科においては県内の広い範囲から生徒が通学している実態も見られる。

こうした状況の変化を踏まえ,高校普通科の通学区域の在り方については,現在の通学区域を越えた生徒の移動についても考慮する必要がある。

## ホ 法制度の改正・全国の動向等

高校教育の普及とその機会均等を図るという通学区域の意義は,制度制定当初に比べ薄れてきているとの観点から,平成13年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され,通学区域に係る規定が削除された。そのことにより,通学区域の設定は,その存廃までを含め,各教育委員会の判断に委ねられることとなった。

その結果,各都道府県の状況を見ると,通学区域を撤廃したのが12都県,撤廃の方向で検討しているのが4県,通学区域を拡大したのが10道府県,拡大の方向で検討しているのが1府,通学区域を撤廃又は拡大の方向で検討しているのが1県であり,また他の通学区域からの受け入れ枠を拡大する県も見受けられるなど,全国的に通学区域の見直しが進んでいる。

## 2 通学区域に関する県民等の意識

中学生（1・2年）及びその保護者，中学校教員（進路指導担当），一般県民の通学区域に関する意向などを把握するため，平成17年11月～平成18年2月にかけて意識調査を実施した。

その結果を見ると，「高校を選択する際の考え方」について，中学生，保護者ともに「進学や就職など自分の希望に合う高校」との回答が過半数を占め，次いで「自宅から無理なく通える高校」との回答が約3割であった。

また，「通学区域の今後の在り方」については，中学生，保護者及び中学校教員（進路指導担当）ともに「学区を拡大」との回答が3～4割を占め，一般県民では「学区を拡大」と「学区を撤廃」の回答が多く，拮抗していた。全体としては，「学区を拡大」と「学区を撤廃」を合わせた比率が全体の3分の2程度を占め，「現状維持」の回答は中学生，保護者，一般県民で4分の1程度，中学校教員（進路指導担当）で3割程度であった。

さらに「通学区域の検討に当たって気をつけるべき点」については，「高校選択について生徒の希望を大切にする」の回答が最も多く，中学生で6割，保護者，中学校教員（進路指導担当）及び一般県民で5割を占め，「特定校への志願集中を避ける」を挙げたのが保護者，中学校教員（進路指導担当）で4割，一般県民で3割を占めた。

なお，「遠距離通学についての考え」については，中学生及び中学校教員（進路指導担当）では，「希望校に通えるなら通学時間は長くても良い」との回答が最も多く，4割以上を占め，保護者及び一般県民では，「通学時間が長いとゆとりが無くなり適当ではない」とする回答が最も多く，ともに4割弱を占めた。全体として，「希望校に通えるなら通学時間は長くても良い」と「交通が便利になっているのであまり問題ではない」を合わせた回答は中学生及び中学校教員（進路指導担当）で6割，保護者及び一般県民で5割程度であった。

### 3 通学区域の今後の方向性の検討

本審議会では、現行の通学区域の現状、3%枠の活用状況、高校教育を取り巻く諸情勢の変化、さらには県民等の意識を踏まえ、通学区域の在り方について、現行の通学区域を「維持」、「縮小」、「拡大」及び「撤廃」の4つの視点からそれぞれ以下のとおり検討した。

#### (1) 通学区域の維持

通学区域の設定は、居住地により学校の選択幅が異なるなどの制約を伴うものとなる。

その制約を緩和するため、宮城県では3%枠や中部南地区及び中部北地区間の調整措置など、生徒の選択幅の均衡に配慮した措置が設けられているものの、全体として複雑で分かりにくく、活用しにくい仕組みとなっている。

特に3%枠については、全体として、限られた少ない枠であるということ自体が、一部の生徒にとっては、自由に学校を選択する上で心理的制約となっており、また、その活用は推薦入試に偏り、一般入試での受験が事実上厳しい状況にあることが指摘されている。

現行の通学区域及びその制度は、平成13年度の改正以来5年が経過し、ほぼ定着しているものの、生徒の自由な学校選択の機会を十分に保障しているとは言えない状況にある。

#### (2) 通学区域の縮小

現行の通学区域を縮小することについては、高校所在地に近い地域の生徒が通学することにより、高校と地域とのつながりが緊密に維持されるものの、新たな通学区域の設定に伴い、学校の選択幅が小さくなるに伴う中学生の混乱や、中学校卒業生数の減少の著しい地域における高校の小規模化などが懸念される。

また、本県の通学区域は、これまで、生徒のニーズの多様化などに対応し、選択の幅を拡大する方向で改正を行ってきており、生徒の自由な学校選択の機会を保障し、高校教育の活性化を図るという観点からは、通学区域を縮小するという選択肢は適当ではないと考える。



### ( 3 ) 通学区域の拡大

現行の通学区域を拡大する方法としては、区域の拡大・再編と、3%枠の拡大が考えられる。

区域の拡大・再編は、地理的要件や交通利便性等から、中部南地区及び中部北地区間の線引きの廃止が考えられるが、その場合、中部南地区及び中部北地区の生徒のみ学校の選択幅が著しく拡大することとなり、他の通学区域との均衡上、公平な対応とは言えない。

南部地区、北部地区及び東部地区については、中部南地区又は中部北地区との再編が考えられるものの、通学区域の全体の配置状況や拡大の効果等を考慮すると、区域の拡大というよりは、むしろ、通学区域の撤廃（全県一学区化）に近い状態となる。

一方、3%枠の拡大は、現制度の緩やかな改正であり、生徒や保護者にとって比較的理解しやすいものであるが、中部南地区及び中部北地区間の調整措置等との関係が懸念される。

### ( 4 ) 通学区域の撤廃

通学区域の撤廃は、生徒の希望や学習ニーズの多様化等に対応し、自由な学校選択の機会の保障につながるものとなる。このことにより各高校間の切磋琢磨も促され、高校教育の一層の向上につながることも期待される。

また、現行の学区間の乗り入れ（3%枠）や中部南地区及び中部北地区間の調整措置等も不要となり、生徒が入りたい学校を自由に選択できる単純で、分かりやすい制度となる。

しかし、特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長、それに伴い生徒や保護者の不安を招くおそれがあること等も懸念される。

## 4 今後の通学区域の在り方

今後の通学区域の在り方については、本県の高校教育の将来像や、学校づくりも視野に入れ、在るべき姿を見いだしていくことが肝要である。

### (1) 通学区域の基本的な考え方

21世紀の“みやぎ”の創造的発展を担う人材の育成に当たっては、自ら学ぶ意欲を育て、個性、能力を伸ばしていくことが重要である。

通学区域の制度が法制化された当時において、その理念・目的とされた高校教育の普及とその機会均等については、現在においてはおおむね達成されつつあり、今後は生徒の希望をより一層大切にし、学校選択の自由を拡大する方向で検討することが望ましい。

今回実施した通学区域に関する意識調査結果においても、「高校選択については生徒の希望を大切にすべき」、「通学区域については（拡大や撤廃等の）見直しが必要」という意見が多数を占めている。

また、学校選択の自由の拡大により、高校にとっても、生徒に選ばれるための魅力ある学校づくりがより強く要請されることから、高校間において切磋琢磨が促され、各高校独自の創意と工夫に基づいた教育や魅力づくりが進むことが期待される。

以上の点を踏まえ、通学区域は、生徒の学校選択の自由を拡大する方向で見直すことが望ましい。

### (2) 今後の見直しの方向

生徒の学校選択の自由を拡大する観点で通学区域を見直すとすれば、既に検討した4つの視点のうち、「3%枠の拡大」か「通学区域の撤廃」のいずれかの選択となる。

生徒の自由な学校選択の機会を保障するという観点から見た場合、通学区域の撤廃が最も望ましい。

また、他地区から多様な生徒を受け入れることによる高校内部の活性化や、魅力ある学校づくりによる高校教育全体の活性化という観点から見ても、通学区域の撤廃が最も効果的である。

さらに、居住地区による学校の選択機会の差を解消するためには、3%

枠の拡大より通学区域の撤廃が望ましい。

なお、3%枠の拡大を選択した場合は、中部南地区及び中部北地区間の調整措置など、複雑で分かりにくい制度が引き続き残ることとなるが、通学区域を撤廃した場合には、こうした調整措置が不要となり、生徒、保護者にとって、より分かりやすい入試制度となる。

本審議会としては、以上のことを踏まえ、生徒の学校選択の自由を拡大し、本県の県立高校のさらなる活性化と魅力ある学校づくりを願う見地から、特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長などの懸念はあるものの、現在の通学区域については、撤廃し、全県一学区とすることが望ましいと判断した。

### (3) 見直しの実施に当たって

通学区域の見直しは、生徒の学校選択や中学校での進路指導に大きな影響をもたらすものである。

通学区域の撤廃については、特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長につながりやすいとする指摘がある。このほか、遠距離通学、地域と高校のつながり、私立学校との協調などにも十分配慮する必要がある。

このため、県教育委員会においては、通学区域の撤廃に当たって、以下のことについて適切に取り組む必要がある。

#### イ 魅力ある学校づくりの一層の推進

進学指導の地方拠点形成や特色づくりの取組などを重点的に進め、進学や就職など、生徒の希望する進路が達成される学校づくりや、各学校の伝統や個性を生かし、時代の要請に応じた特色ある学校づくりを積極的に推進し、住民や市町村との連携のもと、地域から信頼される「魅力ある学校づくり」をこれまで以上に推進すべきである。

#### ロ 生徒が適切に学校を選択できる環境の整備促進

生徒が進路選択を適切にできるよう、中学校と高校間の広域的な連携体制の充実を図るとともに、校内指導体制の整備など中学校におけ

る進路指導の充実を図るべきである。

高校の進路情報や体験入学の充実など、高校における学校情報の公開や発信の充実強化を図るべきである。

#### 八 制度見直しの十分な周知

新制度の円滑な実施に向けて、実施時期等も含め、生徒、保護者及び関係機関に対して十分に周知を図り、生徒、保護者、学校現場等において不安や混乱を招くことのないよう対応すべきである。

県教育委員会においては、本答申の趣旨を踏まえ、通学区域の見直しを円滑に実施されるよう希望する。

## 高等学校入学者選抜審議会及び学区制検討小委員会における検討経過について

平成17年度第1回高等学校入学者選抜審議会（平成17年7月12日（火）14:00～16:30 第一会議室）

- (1) 「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（諮問）
- (2) 県立高校の通学区域（学区制）のこれまでの経緯について
- (3) 学区制検討小委員会の今後の進め方について

〔決定事項〕

学区制検討小委員会の設置  
 専門委員の設置  
 今後のスケジュール

第1回学区制検討小委員会（平成17年8月3日（水）14:00～15:30 企業局会議室）

座長の選出 大桃敏行東北大学大学院教育学研究科教授を小委員会座長に選出した。  
 会議の公開 原則公開とし、会議の内容により一部非公開とすることを決定した。

- (1) 学区制に関する諮問の内容等について
- (2) 県立高校の通学区域（学区制）のこれまでの経緯について
- (3) 学区制検討小委員会の今後の進め方について

〔決定事項〕

今後の進め方 ・審議は、平成17年8月～平成18年9月頃までの概ね1年間を予定  
 ・平成17年度内に中間報告を行う予定

第2回学区制検討小委員会（平成17年10月4日（火）13:30～15:00 教育庁会議室）

- (1) 現行の学区制の課題整理
- (2) 県民等の意見集約の方法等について

〔決定事項〕

県民意見等は聴取する。手法はアンケート調査とし、実施時期は中間報告の作成前とする。  
 対象は、中学1・2年生及びその保護者、一般県民、教員（但し、中学教員のみとするか、高校教員まで含めるかについては次回決定事項とした。）  
 次回、委員会意見を踏まえ、内容案を提示する。

**第3回学区制検討小委員会（平成17年11月9日（水）15:00～17:00 第一会議室）**

- (1) 学区制の在り方を検討するに当たっての留意点等について
- (2) 学区制に関するアンケート調査の内容等について

〔決定事項〕

学区制に関するアンケートの設問内容等について決定した。

**平成17年度第2回高等学校入学者選抜審議会（平成17年11月9日（水）13:00～14:40 第一会議室）**

- (1) 学区制検討小委員会における検討状況について
- (2) 県民等の意見集約の方法等について

〔報告事項〕

学区制検討小委員会の検討状況について報告し、意見交換した。

〔決定事項〕

県民意見等を聴取する。手法はアンケート調査とし、実施時期は中間報告の作成前とする。  
対象は、中学1・2年生及びその保護者、一般県民及び中学校進路指導担当教員とする。

**第4回学区制検討小委員会（平成17年12月20日（火）10:00～12:00 教育庁会議室）**

- (1) 3%枠の活用状況の分析及び総合学科等への入学者の動向等について
- (2) 学区制の今後の基本的な方向について

〔決定事項〕

これまでの検討経過を確認し、1月～3月にかけての小委員会での検討スケジュールを決定した。

**第5回学区制検討小委員会（平成18年1月24日（火）10:00～12:00 自治会館303会議室）**

- (1) 県立高等学校の通学区域（学区）に関する意識調査結果の概要（中学生・保護者・中学校（進路指導教員）分）について
- (2) 学区制の今後の基本的な方向について

〔決定事項〕

学区制の今後の在り方について、「現状維持・縮小・拡大・撤廃」の基本的な選択肢を比較検討し、このうち、現状維持・縮小・拡大（地区の統合再編）については、不適當とした。

**第6回学区制検討小委員会（平成18年2月15日（水）9:30～11:30 自治会館207会議室）**

- (1) 「県立高等学校の通学区域（学区）に関する意識調査結果」について
- (2) 「通学区域（学区制）の在り方についての中間まとめ（案）」について

〔決定事項〕

「通学区域（学区制）の在り方についての中間まとめ（案）」について検討し、細部の修正については座長一任とした上で、大筋で了承した。

**第7回学区制検討小委員会（平成18年3月28日（火）13:00～14:00 第一会議室）**

- (1) 第3回高等学校入学者選抜審議会への報告事項について
- (2) 「通学区域（学区制）の今後の在り方について（中間報告）」（案）について
- (3) 今後のスケジュールについて

〔決定事項〕

「通学区域（学区制）の今後の在り方について（中間報告）」（案）を決定し、審議会に報告することとした。

**平成17年度第3回高等学校入学者選抜審議会（平成18年3月28日（水）14:30～16:00 第一会議室）**

- (1) 学区制検討小委員会における検討状況について
- (2) 県立高等学校の通学区域（学区）に関する意識調査結果について
- (3) 「通学区域（学区制）の今後の在り方について（中間報告）」（案）について

〔報告事項〕

学区制検討小委員会の検討状況について報告し、意見交換した。  
学区制に関する県民等への意識調査結果について報告した。

〔決定事項〕

中間報告（案）について審議し、決定した。

**第8回学区制検討小委員会（平成18年4月27日（木）14:00～16:00 教育庁会議室）**

- (1) 高校所在地以外からの入学者・受検者等の動向及び今後の3%枠の在り方についての検討基礎資料について

〔検討事項〕

3%枠を拡大する場合の今後の在り方について検討した。

**第9回学区制検討小委員会（平成18年5月24日（水）15:00～17:00 教育庁会議室）**

- (1) 通学区域（学区制）見直しの基本方向について

〔決定事項〕

通学区域の今後の方向性について検討し、「3%枠の拡大」と「通学区域の撤廃」のうち、小委員会の意見としては「通学区域の撤廃」の方向に決定した。

**第10回学区制検討小委員会（平成18年6月15日（木）14:00～16:00 教育庁会議室）**

- (1) 通学区域（学区制）見直しの基本方向について
- (2) 「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）（案）について

〔決定事項〕

通学区域を撤廃する場合の経過措置や留意点等について検討し、一部の委員から「一定の経過措置を設けるべきではないか」とする意見もあったが、小委員会意見としては、経過措置は設けない方向が望ましいと決定された。

「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）（案）について検討し、細部の修正は座長一任とすることとした上で、大筋で了承した。

**第11回学区制検討小委員会（平成18年7月13日（木）13:30～14:00 第一会議室）**

- (1) 「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）（案）について
- (2) 今後のスケジュールについて

〔決定事項〕

「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）（案）を決定し、入学者選抜審議会に報告することとした。

**平成18年度第1回高等学校入学者選抜審議会（平成18年7月13日（木）14:30～17:30 第一会議室）**

- (1) 「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）（案）について
- (2) 答申素案に係るパブリックコメントの実施について

〔決定事項〕

上記素案（案）について審議し、決定した。

答申素案についてパブリックコメントを実施することとした。

**第12回学区制検討小委員会（平成18年9月7日（木）10:00～12:00 第二会議室）**

- (1) 「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）に係るパブリックコメント（意見募集）の実施結果について

〔検討事項〕

「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）に係るパブリックコメントの意見の整理の仕方や内容について検討した。



**第13回学区制検討小委員会（平成18年10月17日（火）15:00～17:00 第一会議室）**

- (1) 「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）に係るパブリックコメント（意見募集）の実施結果の検討について

〔検討事項〕

「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）に係るパブリックコメントの「主な意見・提案等の内容」について検討し、論点を集約する検討を行った。  
修正論点及び関連論点についての「審議会の考え方」を検討した。

**第14回学区制検討小委員会（平成18年11月6日（月）13:00～15:00 1107会議室）**

- (1) 「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）に係るパブリックコメント（意見募集）に対する「審議会の考え方」について

〔検討事項〕

「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）に係るパブリックコメントに対する「審議会の考え方」について検討した。

〔決定事項〕

「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方の検討経過のあらまし」及び「普通科高校における魅力ある学校づくりに関する施策等の現状について」の各資料を答申の附属資料とすることを決定した。

パブリックコメントを踏まえた「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）の修正点及びパブリックコメントに対する「審議会の考え方」について検討し、細部については、各委員が次回小委員会までに検討し、修正は座長一任とすることとした上で、大筋で了承した。

**第15回学区制検討小委員会（平成18年11月20日（月）13:00～第一会議室）**

- (1) 「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）に係るパブリックコメントに対する「審議会の考え方」（案）について  
(2) 「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申）（案）について

〔決定事項〕

「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申）（案）及び「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」（答申素案）に係るパブリックコメントに対する「審議会の考え方」（案）を決定し、入学者選抜審議会に報告することとした。

## 県立高等学校の通学区域（学区）に関する意識調査結果

### 1 調査の趣旨・目的

県立高等学校の通学区域の在り方について，高等学校入学者選抜審議会・学区制検討小委員会における検討の参考とするため，中学生，その保護者，中学校教員，及び一般県民を対象として意向調査を実施した。

### 2 調査対象及び調査方法

- (1) 中学生  
 県内公立中学校 1・2 年生【抽出調査】  
 県内公立中学校（224 校）のうち，40 校（8 校 / 地区 × 5 地区）の中学校を任意に抽出し，対象中学校では，1・2 年でそれぞれ任意に 1 学級を抽出し，調査を実施した。
- (2) 保護者  
 (1) の調査対象中学生の保護者【抽出調査】
- (3) 中学校  
 県内全公立中学校（224 校）の進路指導主事【悉皆調査】
- (4) 一般県民  
 調査時点で 20 歳以上 80 歳未満の一般県民【抽出調査】  
 各地区で，人口及び交通網の状況を踏まえ，中核的位置づけにあると考えられる市，及び各地区内の比較的小規模な市町を抽出した上で，当該市町の選挙人名簿から対象者を無作為に抽出し，実施した。

1 地区 500 人 × 5 地区 = 2,500 人  
 対象市町

南部地区 ... 白石市・村田町  
 中部南地区... 仙台市（太白区）・亶理町  
 中部北地区... 仙台市（泉区）・大郷町  
 北部地区 ... 古川市・登米市（旧石越町）  
 東部地区 ... 石巻市（旧石巻市）・本吉町

各地区内の市町間の  
 配分は 1 : 1 とする。  
 （各 250 人）

### 3 実施時期

- (1) 中学生・保護者・中学校... 平成 17 年 11 月～12 月
- (2) 一般県民... 平成 18 年 1 月～2 月

### 4 調査項目

- (1) 高校選択の視点（中学校（進路指導主事）を除く。）
- (2) 今後の通学区域の基本方向
- (3) 通学区域を拡大する場合の手法（中学生を除く。）
- (4) 通学区域を見直す場合の留意点
- (5) 遠距離通学についての意見
- (6) 通学区域についての自由記述意見（中学生を除く。）

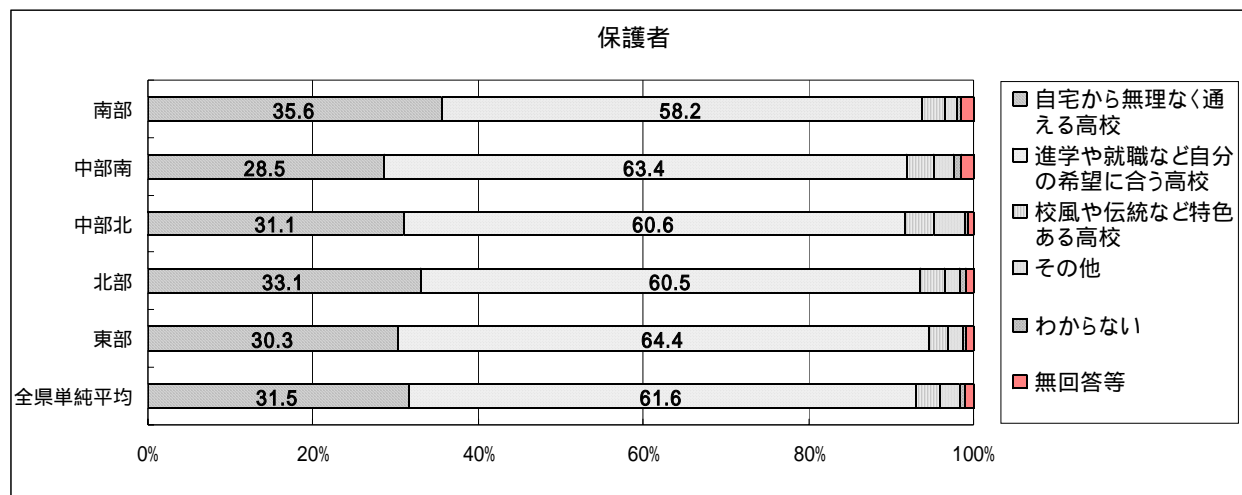
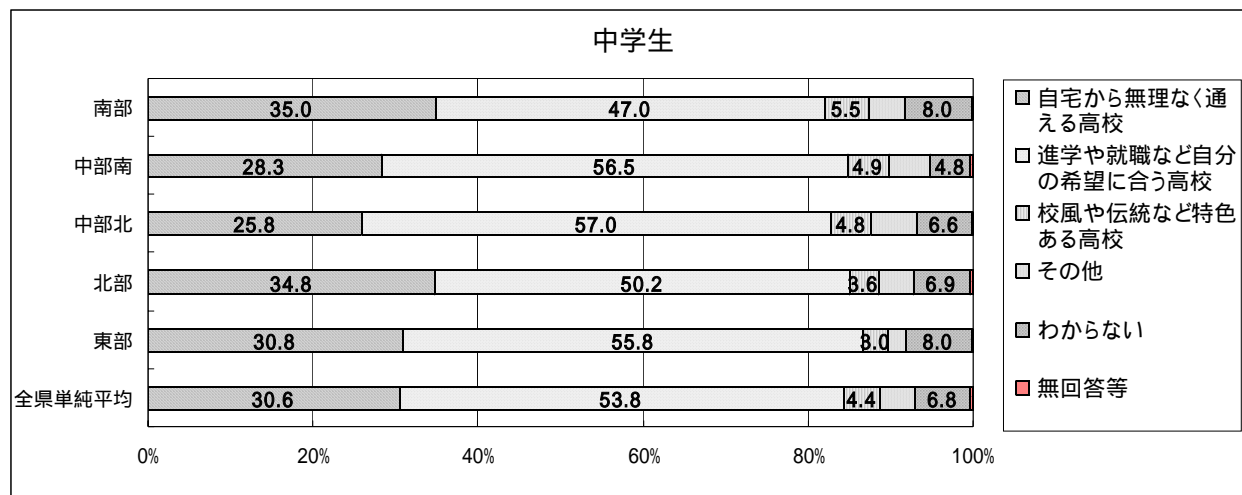
### 5 回収結果

(1) 中学生	配布数	2,573 人	回収数	2,474 人	回収率	96.2%
(2) 保護者	配布数	2,564 人	回収数	2,069 人	回収率	80.7%
(3) 中学校	配布数	224 校（人）	回収数	224 校（人）	回収率	100.0%
(4) 一般県民	配布数	2,500 人	回収数	901 人	回収率	36.0%

## 6 調査結果

問1 高校を選択する際にはどのような考え方で選びますか。  
次の中から一つを選んでください。(中学生・保護者対象)

- 1 自宅から無理なく通える高校
- 2 進学や就職など自分の希望に合う高校
- 3 校風や伝統など特色ある高校
- 4 その他
- 5 わからない



**【全体的傾向】**

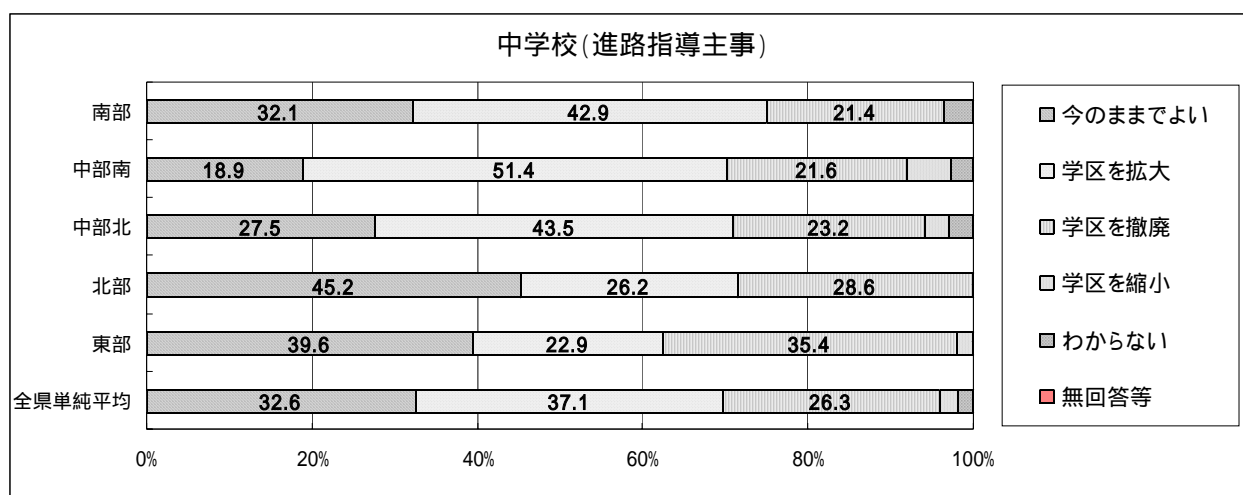
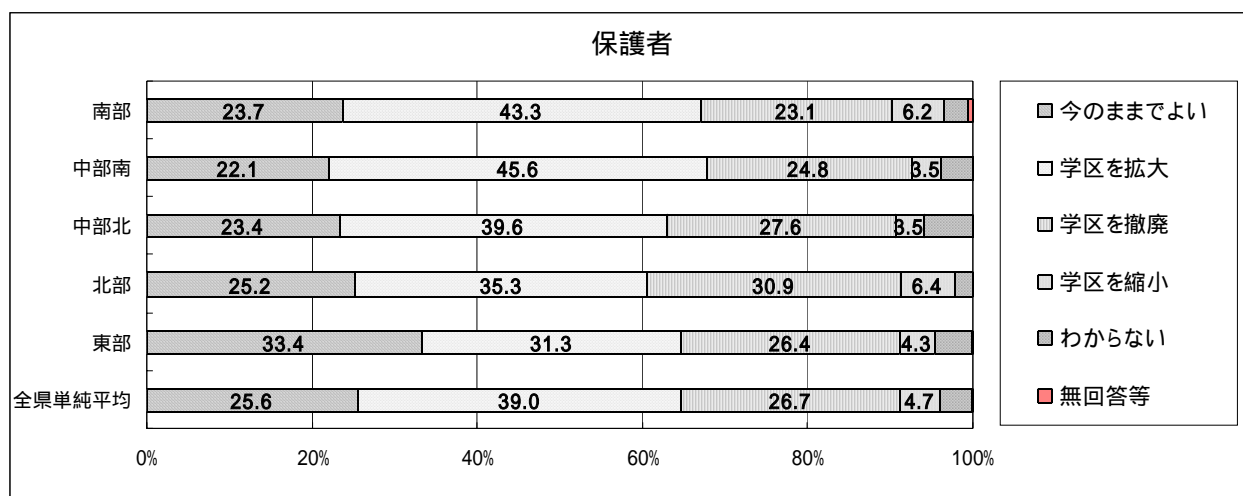
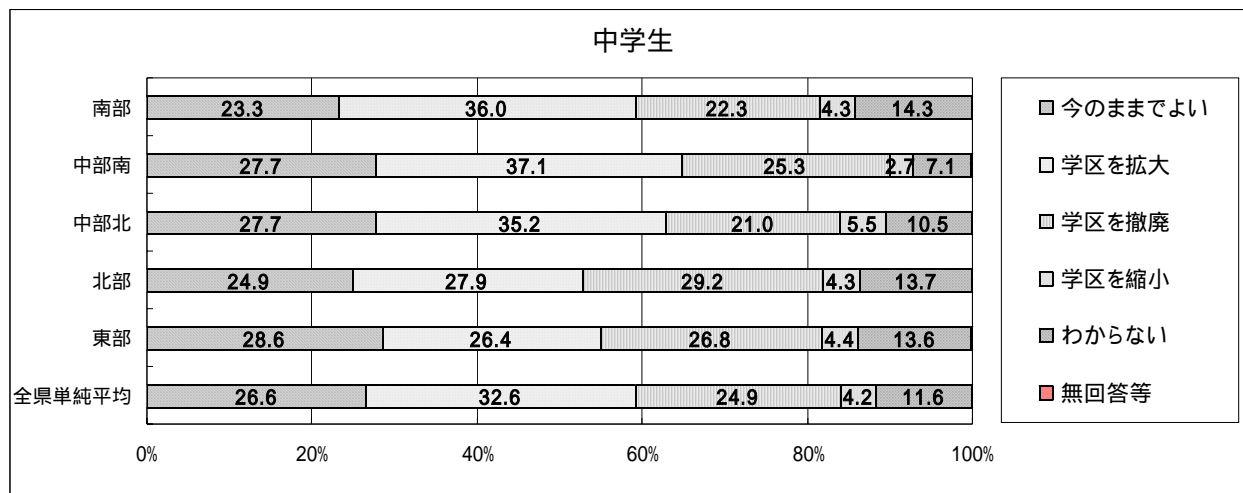
- ・中学生，保護者ともに，「進学や就職など自分の希望に合う高校」の比率が最も高く，過半数を占める。
- ・次いで「自宅から無理なく通える高校」の比率が高く，3割前後を占めている。

**【調査対象別・地区別の傾向】**

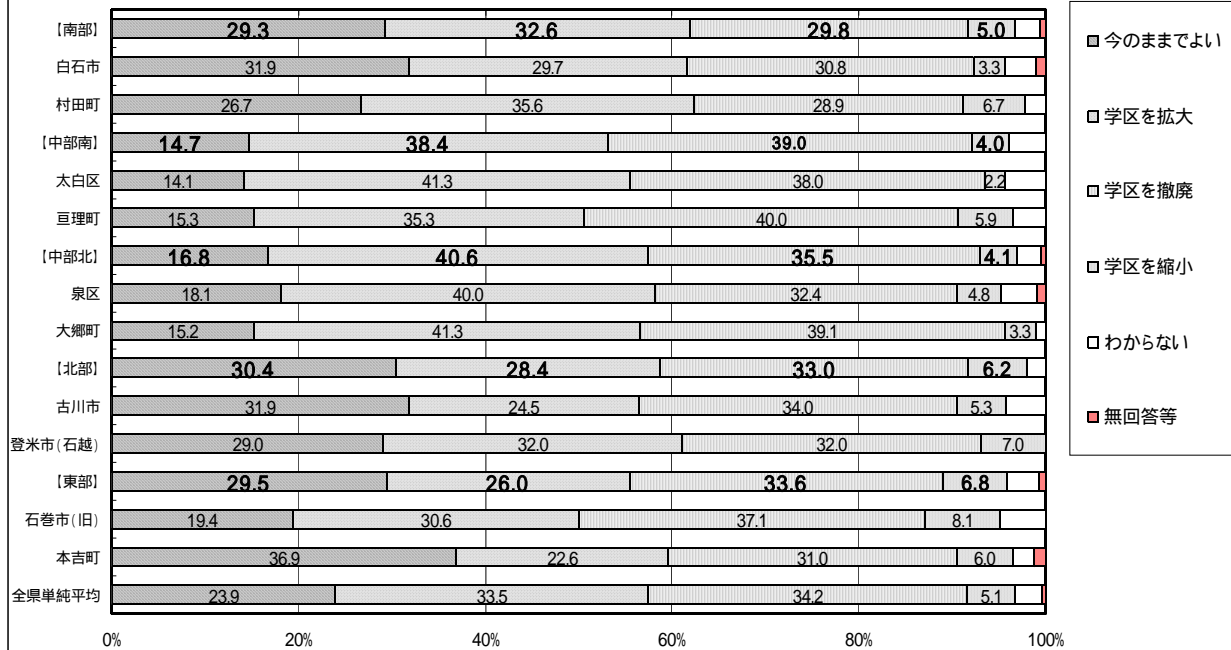
- ・保護者は，中学生に比べ「進学や就職など自分の希望に合う高校」の比率が高い。
- ・中学生では，「進学や就職など自分の希望に合う高校」の比率が，中部南・北地区において高く，これに比べて南部，北部地区においては若干低めである。
- ・保護者では，地区による大きな差異は見られない。

問2 通学区域を今後どのようにしていくべきだと考えますか。  
次の中から一つを選んでください。(全対象)

- 1 今のままでよい
- 2 学区を拡大
- 3 学区を撤廃
- 4 学区を縮小
- 5 わからない



## 一般県民



### 【全体的傾向】

- ・中学生，保護者及び中学校（進路指導主事）では，「学区を拡大」の比率が最も高い。
- ・一般県民では，「学区を拡大」と「学区を撤廃」の比率が高く，拮抗している。
- ・「学区を拡大」と「学区を撤廃」を合わせた比率は2 / 3程度である。
- ・「今のままでよい」の比率は，中学生，保護者及び一般県民で1 / 4程度，中学校（進路指導主事）で3割程度である。
- ・「学区を縮小」の比率は各対象とも少ない。

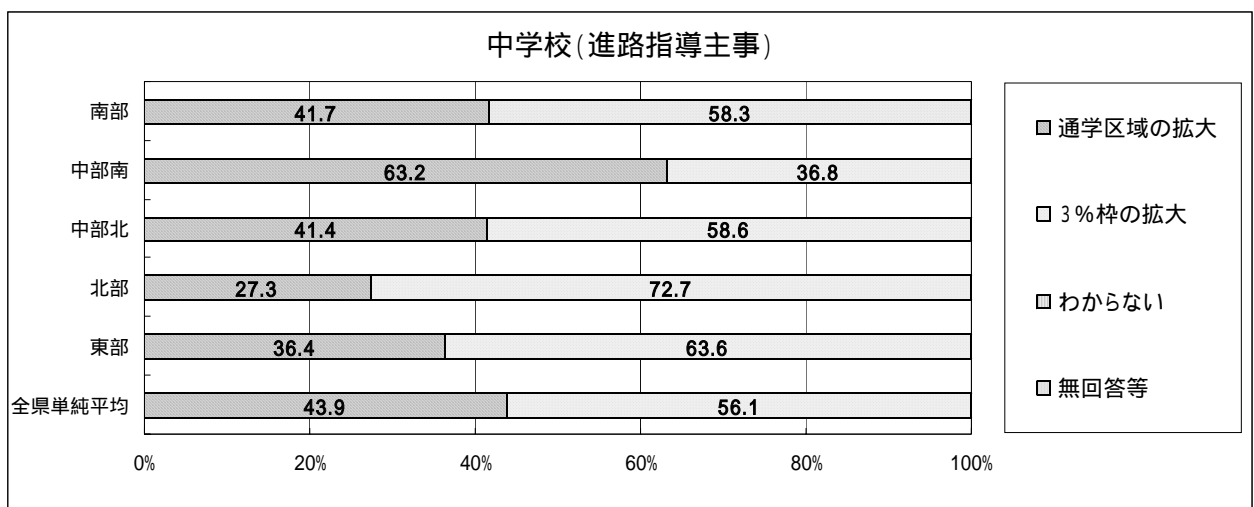
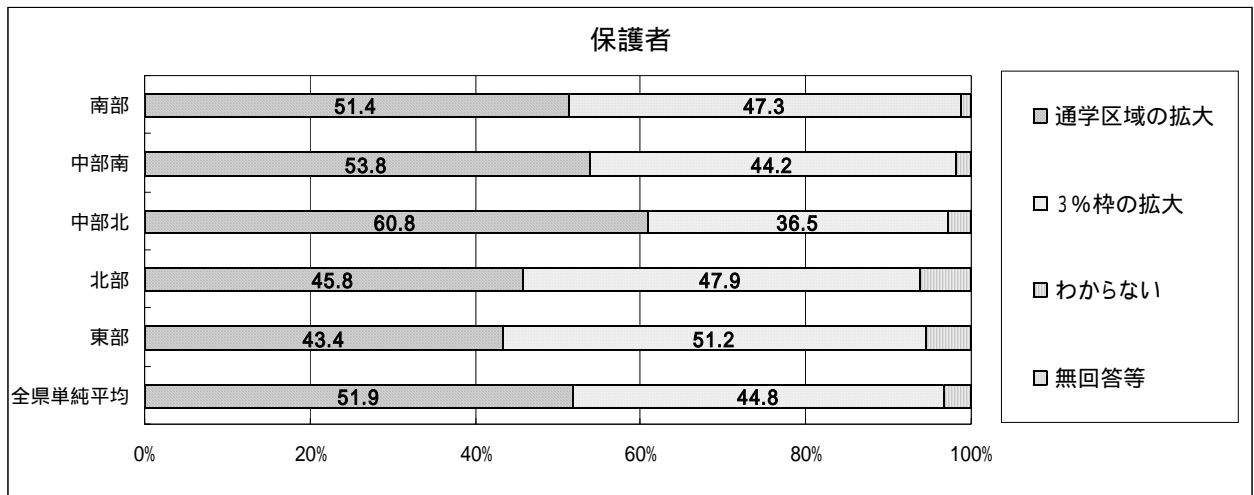
### 【調査対象別・地区別の傾向】

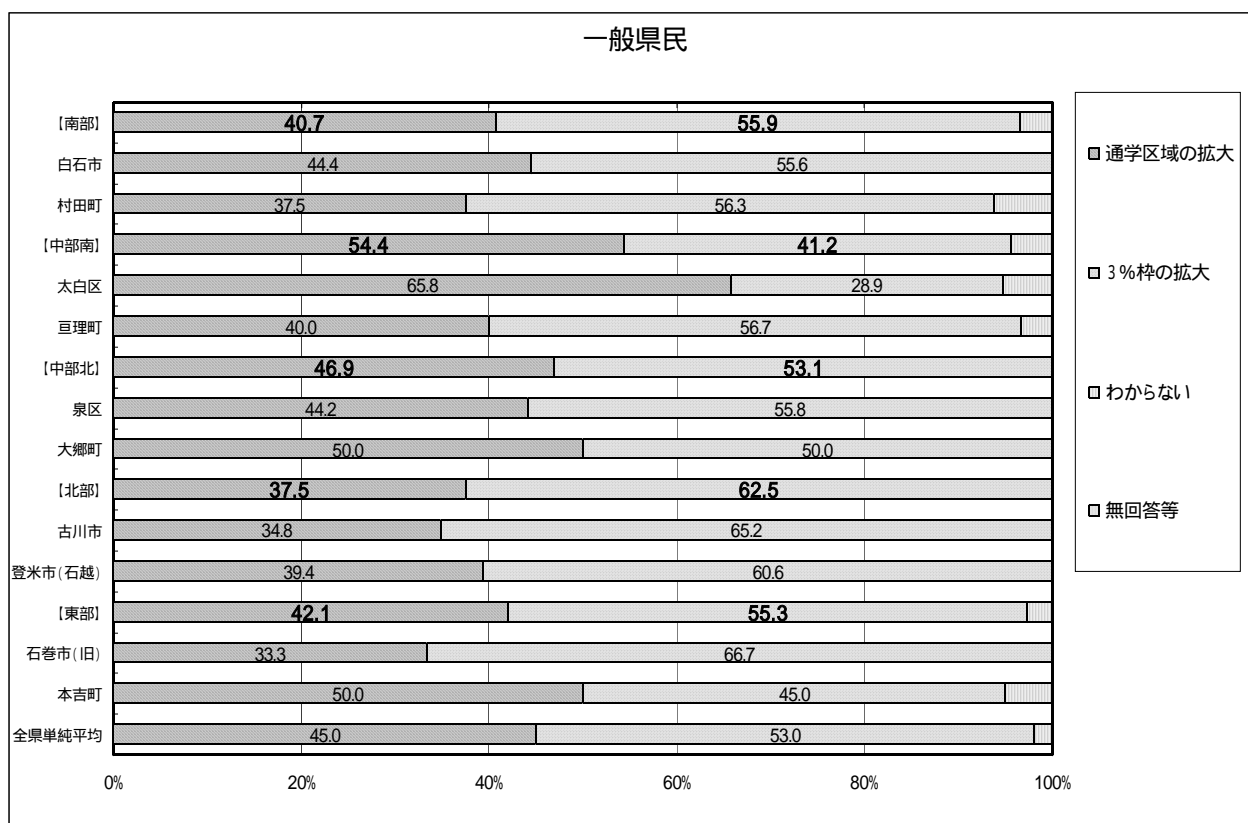
- ・中学生と保護者では，大きな差異は見られない。  
中学校（進路指導主事）では，地区によるばらつきが顕著である。
- ・一般県民では，中部南・北地区とそれ以外の地区で傾向が分かれている。  
中部南・北地区においては「今のままでよい」が15%前後，「学区を拡大」と「学区を撤廃」を合わせた比率が8割近くを占める。それ以外の地区においては，「今のままでよい」が3割前後，「学区を拡大」と「学区を撤廃」を合わせた比率が6割を占める。
- ・保護者及び中学校（進路指導主事）では，「学区を拡大」と「学区を撤廃」を合わせた比率が6割を占める。
- ・東部地区においては，全体的に「今のままでよい」の比率が高い。

**問3 通学区域を拡大する場合，どのような方法が望ましいと考えますか。**  
次の中から一つを選んでください。

(問2の選択肢2を選択した保護者・中学校・一般県民のみ回答)

- 1 通学区域の拡大
- 2 3%枠の拡大
- 3 わからない





### 【全体的傾向】

- ・「通学区域の拡大」と「3%枠の拡大」の比率が、全体的にほぼ拮抗している。

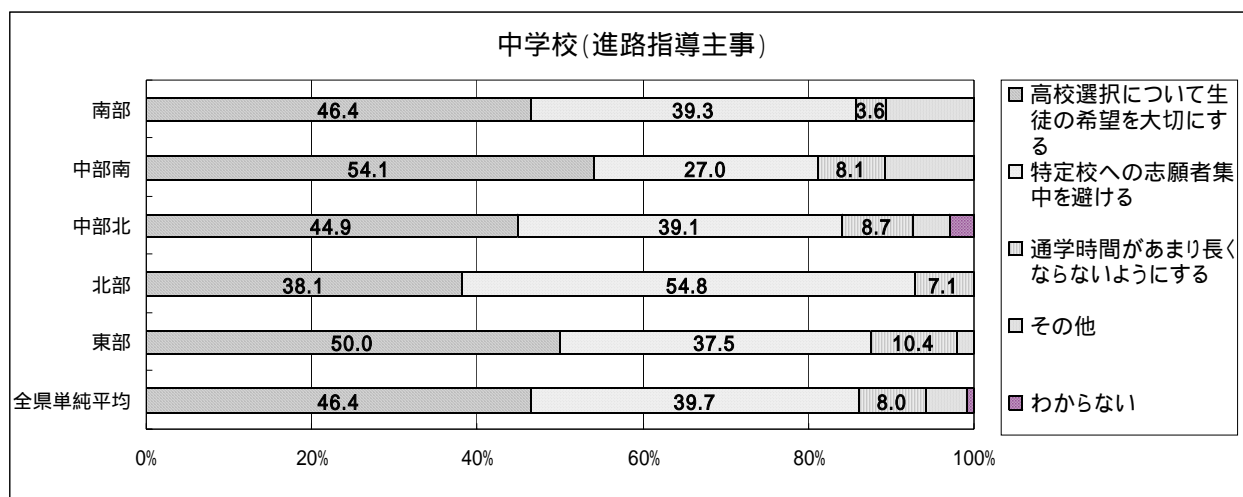
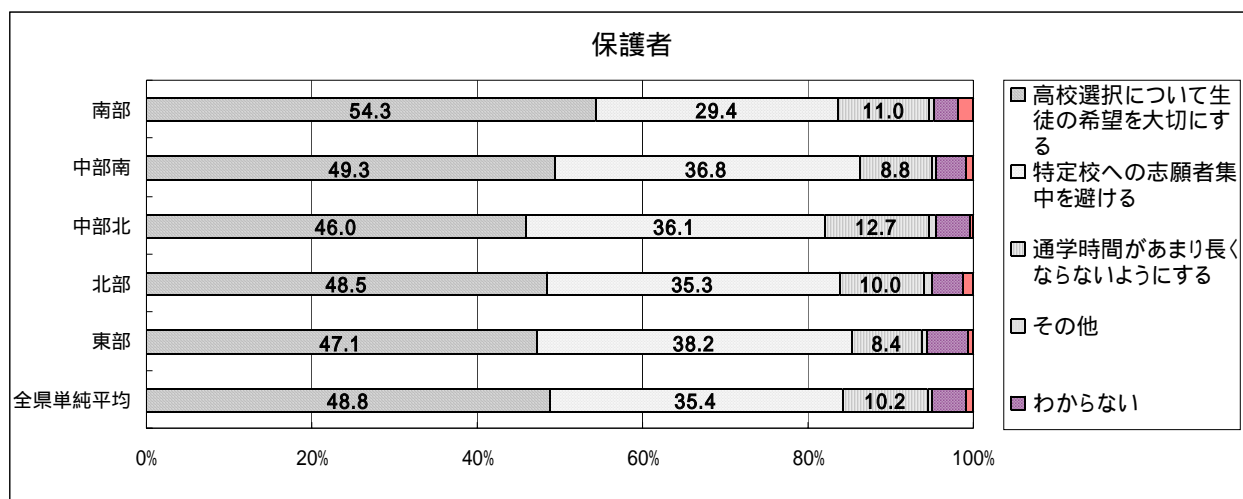
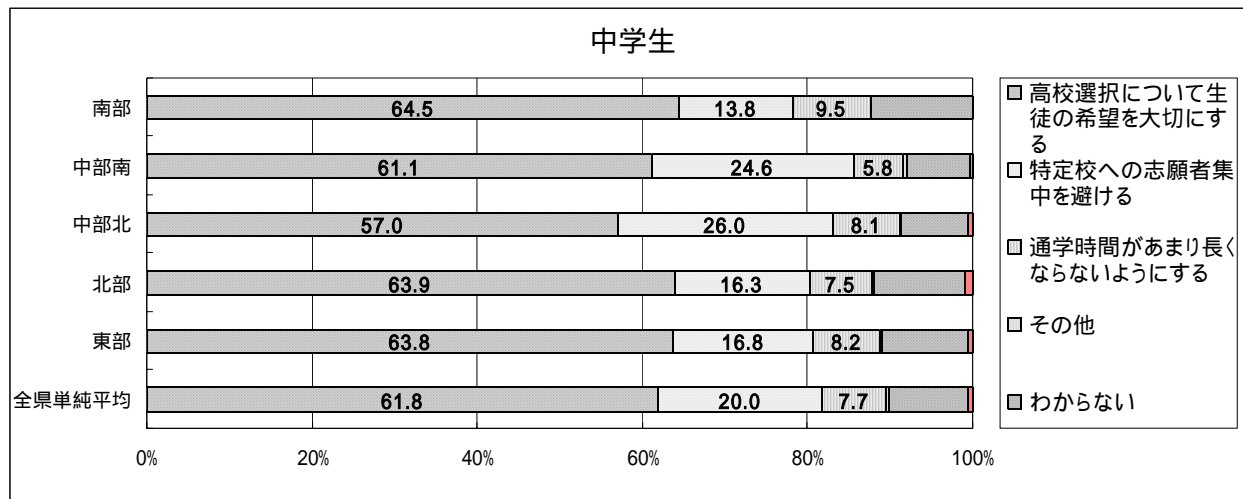
### 【調査対象別・地区別の傾向】

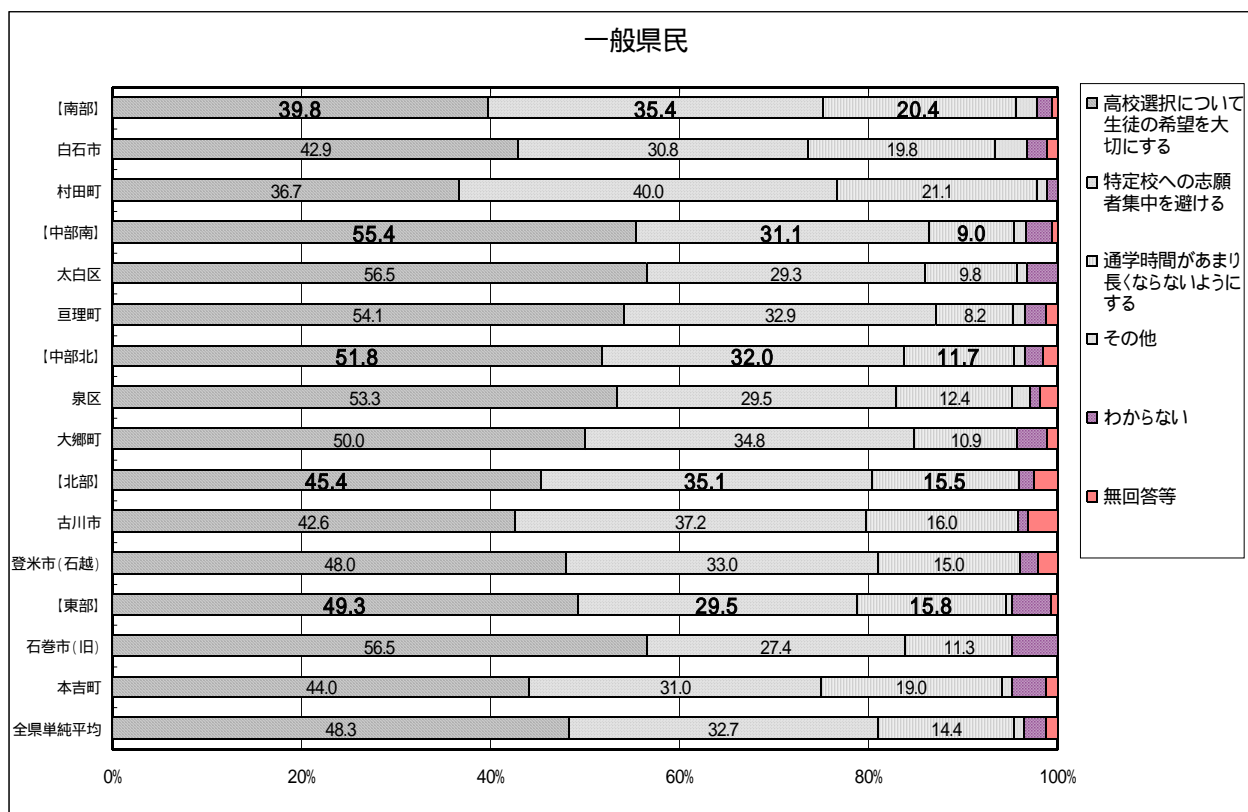
- ・保護者では、「通学区域の拡大」の比率が最も高く、特に中部南・北地区において「通学区域の拡大」の比率が高い。
- ・中学校（進路指導主事）では、「3%枠の拡大」の比率が高い。特に中部南地区で「通学区域の拡大」の比率が高く、北部地区，東部地区で「3%枠の拡大」の比率が高い。
- ・一般県民では、中部南地区を除き、「3%枠の拡大」の比率が高い。



**問4 通学区域の検討に当たってどのようなことに気をつけるべきだと考えますか。**  
次の中から一つを選んでください。(全対象)

- 1 高校選択について生徒の希望を大切に
- 2 特定校への志願者集中を避ける
- 3 通学時間があまり長くないように
- 4 その他
- 5 わからない





### 【全体的傾向】

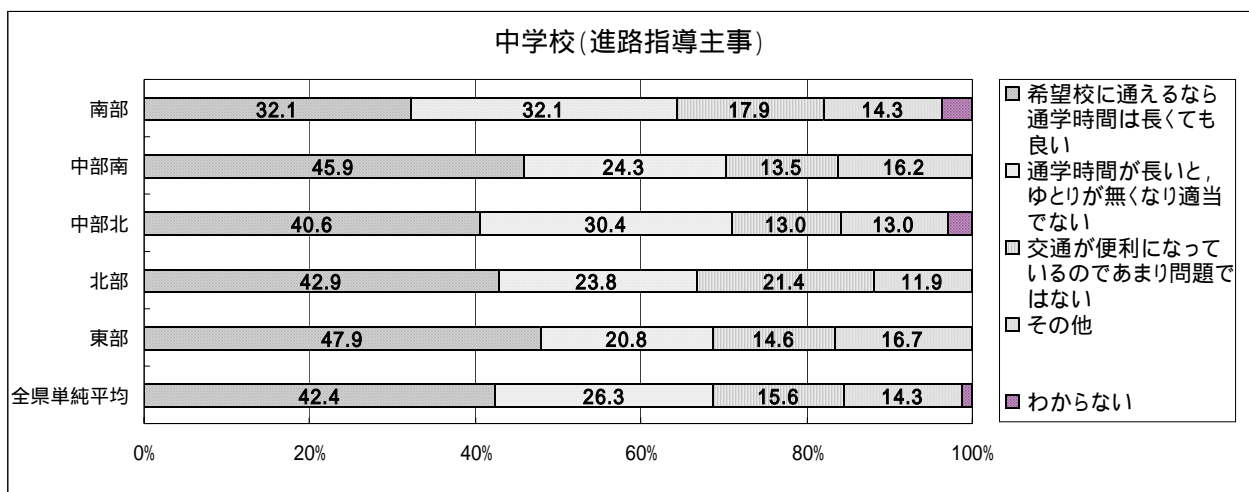
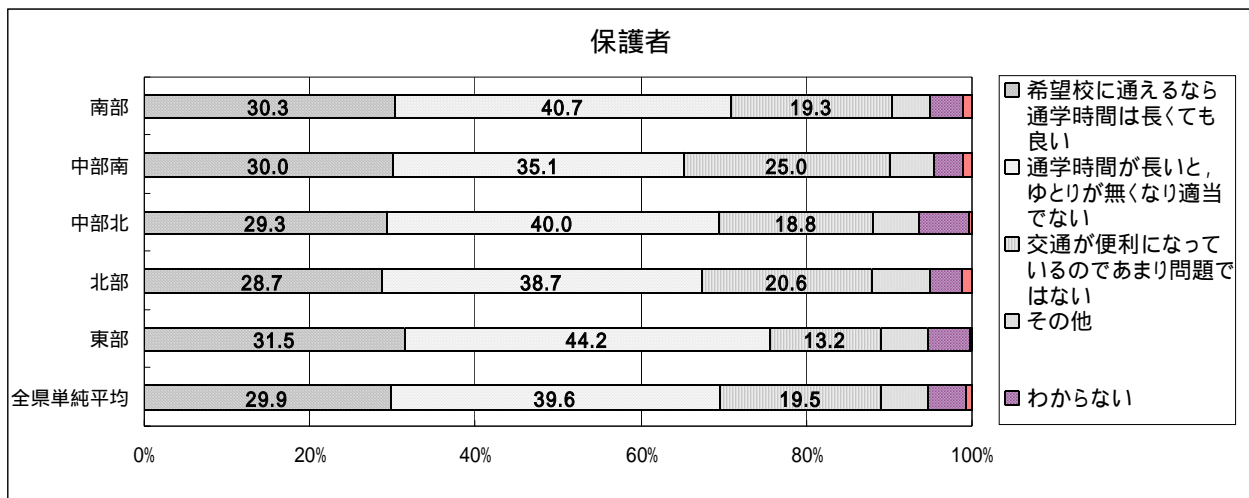
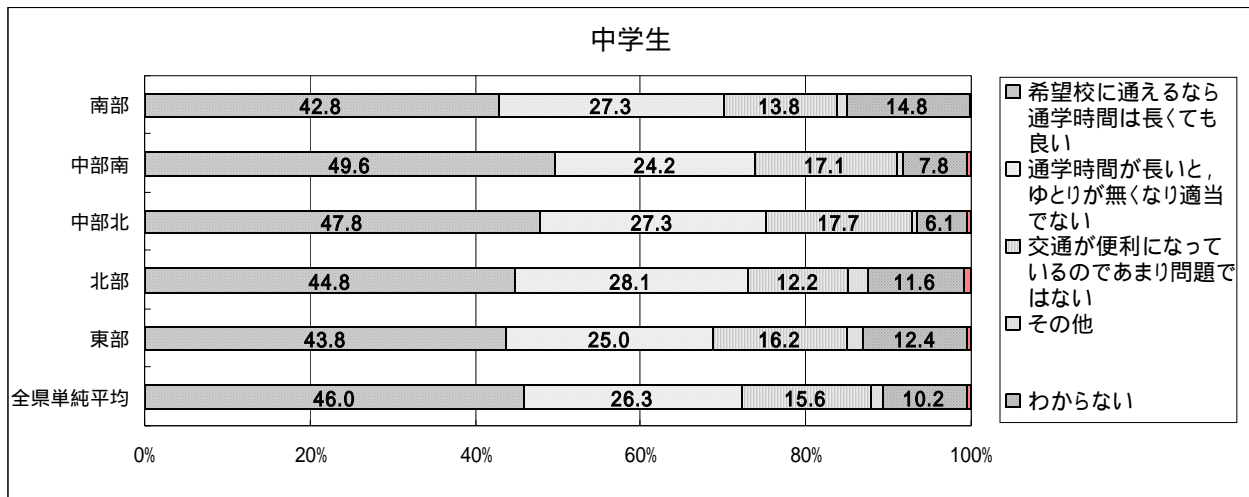
- ・「高校選択について生徒の希望を大切にする」の比率が最も高く、中学生では6割を超え、保護者、中学校（進路指導主事）、一般県民でも5割近くを占める。
- ・「通学時間があまり長くないようにする」は、概ね1割以下である。

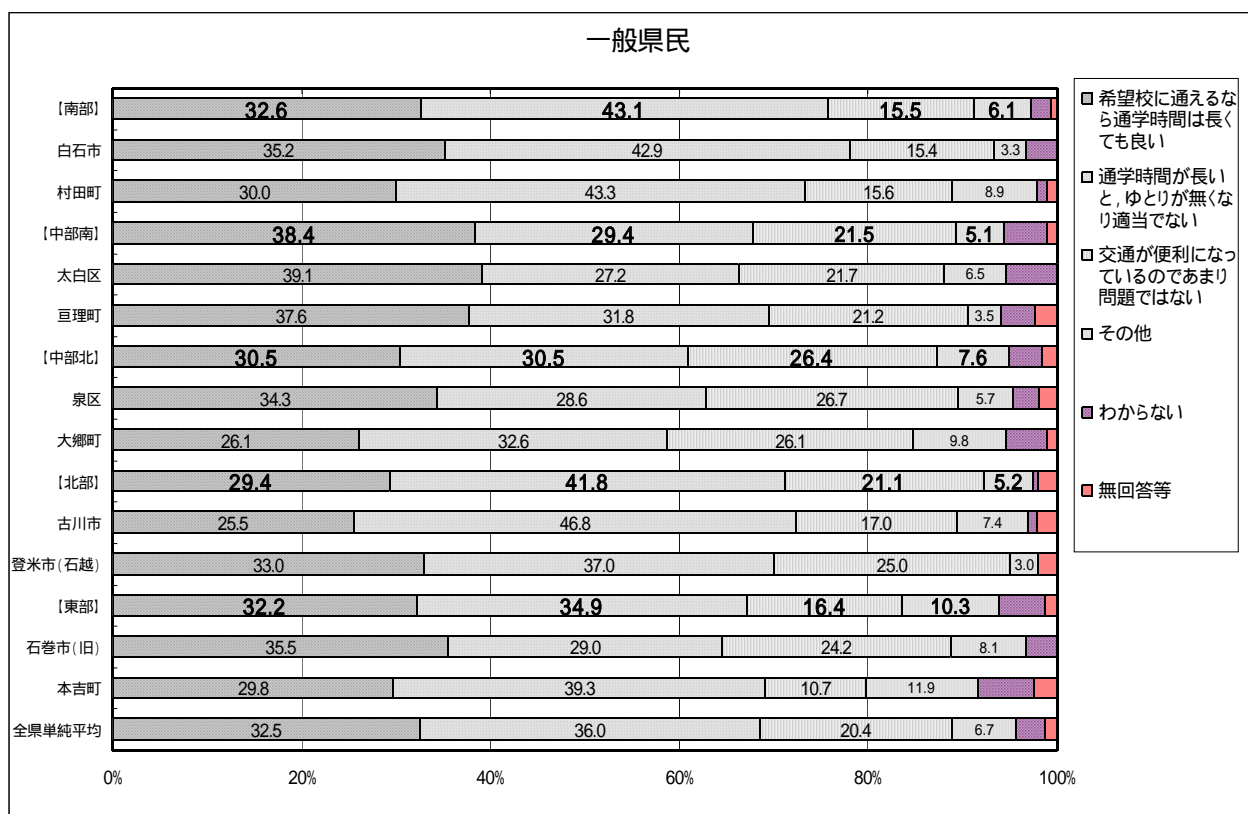
### 【調査対象別・地区別の傾向】

- ・保護者、中学校（進路指導主事）及び一般県民では、「高校選択について生徒の希望を大切にする」について「特定校への志願集中を避ける」の比率が高く、保護者及び中学校で概ね4割、一般県民で3割を占める。
- ・中学生及び保護者では、地区による大きな差異は見られない。
- ・中学校（進路指導主事）及び一般県民では、地区によりばらつきが見られ、「特定校への志願集中を避ける」の比率が、特に北部地区において高い。

**問5 他学区の高校に通学する場合，遠距離通学についてどのように考えますか。**  
次の中から一つを選んでください。(全対象)

- 1 希望校に通えるなら通学時間は長くても良い。
- 2 通学時間が長いと，ゆとりが無くなり適当でない。
- 3 交通が便利になっているのであまり問題ではない。
- 4 その他
- 5 わからない





### 【全体的傾向】

- ・中学生及び中学校（進路指導主事）では、「希望校に通えるなら通学時間は長くても良い」の比率が最も高く、4割以上を占める。
- ・保護者及び一般県民では、「通学時間が長いとゆとりが無くなり適当ではない」の比率が高い。
- ・「希望校に通えるなら通学時間は長くても良い」と「交通が便利になっているのであまり問題ではない」を合わせた回答比率は中学生及び中学校（進路指導主事）でほぼ6割、保護者及び一般県民では5割程度である。

### 【調査対象別・地区別の傾向】

- ・中学生及び保護者では、地区による大きな差異は見られない。
- ・中学校（進路指導主事）では、地区によりばらつきが見られ、「希望校に通えるなら通学時間は長くても良い」の比率が、特に中部南地区と東部地区において高い。

## 県立高等学校の通学区域（学区制）の検討経過のあらまし

高等学校入学者選抜審議会・学区制検討小委員会では、県教育委員会から平成17年7月12日に学区制の在り方についての諮問を受け、約1年余にわたり、次のような点を中心に検討を行ってきました。

### 通学区域の経緯と現状の整理

- ・通学区域の設定
- ・制度改正の経緯
- ・他の都県の状況の調査

### 3%枠の活用状況等の検証

- ・全県的には活用が低調である。
- ・活用が仙台圏に集中している。
- ・生徒にとって心理的制約がある。

### 高校教育を取り巻く諸情勢の変化

- ・高校教育の普及と機会均等
- ・生徒のニーズの多様化
- ・少子化，生活圏の拡大，法改正

### 県民等(中学生・保護者・中学校教員・一般県民)の意識調査

高校を選択する際の考え方については、「自分の希望に合う高校」が最も多く、過半数を占めた。通学区域の今後の方向性については、中学生、保護者、中学校教員は「学区拡大」が3～4割と最も多く、県民は「学区拡大」と「学区撤廃」が拮抗し、全体では「拡大」と「撤廃」を併せて2/3程度であった。通学区域の検討で気をつけるべき点については、「生徒の希望を大切にする」が多く5割から6割を占めた。

このような検討を踏まえ、今後の学区の具体的な在り方の方向として、「維持」、「縮小」、「拡大」及び「撤廃」という4つの視点から検討し、次のようにそれぞれについての課題を整理しました。

#### 通学区域の維持

3%枠や中部南地区及び中部北地区間の調整措置など、制度が複雑で分かりにくい。  
3%枠については、心理的制約があり、一般入試での受験が事実上厳しい状況にある。

#### 通学区域の縮小

学校の選択幅が小さくなるに伴う中学生の混乱や、高校の小規模化などが懸念される。  
選択の幅を拡大する方向で改正を行ってきたこれまでの流れに逆行することになる。

#### 通学区域の拡大

区域の拡大の場合  
中部南地区及び中部北地区間の線引撤廃の場合、仙台圏の学区が巨大化し、他の地区との均衡が図られなくなるおそれがある。他の地区は既に大幅な統合を行っており、これ以上の統合は実質的に通学区域の撤廃につながる。  
3%枠の拡大  
・生徒や保護者にとって理解しやすい。  
・中部南地区・中部北地区間の調整措置が残り、制度がより複雑化する。

#### 通学区域の撤廃

- ・自由な学校選択の機会の保障につながる。
- ・高校間の切磋琢磨も促され、高校教育の一層の向上につながる。
- ・現行の学区間の乗り入れ（3%枠）や中部南地区及び中部北地区間の調整措置等も不要となり、生徒が入りたい学校を自由に選択できる単純で、分かりやすい制度となる。
- ・特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長、それに伴い生徒や保護者の不安を招くおそれがあること等も懸念される。

今年の3月に審議会が取りまとめた「通学区域（学区制）の今後の在り方について」（中間報告）では、今後の学区制の在り方を判断するに当たっての基本的な考え方を次のように整理しました。

### 通学区域に関する基本的な考え方

通学区域の理念・目的とされた「高校教育の普及とその機会均等」は、現在においては概ね達成されつつあり、今後は生徒の希望をより一層大切にし、学校選択の自由を拡大する方向で検討することが望ましい。通学区域に関する意識調査結果においても「高校選択については生徒の希望を大切にすべき」、「通学区域については（拡大や撤廃等の）見直しが必要」という意見が多数を占める。  
学校選択の自由の拡大により、高校間において健全な競争による切磋琢磨が促され、各高校独自の創意と工夫に基づいた教育や魅力づくりが進むことが期待される。

このような考え方にに基づき、中間報告では、通学区域について生徒の学校選択の自由を拡大する方向で見直すことが望ましいとし、「3%枠の拡大」と「通学区域の撤廃」を両論併記しました。

これを受けて、学区制検討小委員会では、両論併記とされた「3%枠の拡大」と「通学区域の撤廃」について比較検討しました。

### 3%枠を拡大する場合

(主な意見)

5%から10%程度に拡大する場合、生徒にとって、心理的制約が相当程度残る。

20%から30%程度に拡大する場合、生徒の選択幅が広がるが、それでも生徒にとっては心理的制約が残る。また、県立高校の男女共学化(注1)や中部南地区・北地区間の調整措置(注2)との関係から、特に仙台圏では、生徒にとって、より複雑で分かりにくい制度となる。

30%から40%程度に拡大する場合、実質的に通学区域の撤廃と同じ効果となる。

枠があるということ自体が、学校間の切磋琢磨による学校の活性化を妨げる大きな要因となる。

### 通学区域を撤廃する場合

(主な意見)

生徒の選択肢が広がってよい。これからは、生徒の希望を重視すべきである。

地区外から多様な生徒を受け入れることによる高校内部の活性化や、魅力ある学校づくりをより一層促すためには、3%枠の拡大より、撤廃の方が最も効果的である。

各地域の高校の進学実績なども着実に向上しており、高校の魅力づくりをより一層進めれば、学区を撤廃しても大きな問題はない。

周知期間をきちんと設けることにより、スムーズな制度移行は可能である。

このような議論を踏まえ、「3%枠の拡大」と「通学区域の撤廃」との比較検討について、以下のように意見を整理しました。

- 1 生徒の自由な学校選択の機会を保障するという観点からは、通学区域の撤廃が最も望ましい。
- 2 多様な生徒を受け入れることによる高校内部の活性化や、魅力ある学校づくりによる高校教育全体の活性化という観点からも、通学区域の撤廃が最も効果的である。
- 3 居住地による学校選択機会の差の解消のためには3%枠の拡大より通学区域の撤廃が望ましい。
- 4 3%枠の拡大の場合は、中部南地区及び中部北地区間の調整措置など、複雑で分かりにくい制度が引き続き残るが、通学区域を撤廃した場合には、これらの調整措置が不要となり分かりやすい制度となる。

このような考えのもとに、答申では、

**特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長などの懸念はあるものの、生徒の学校選択の自由の拡大や、本県の県立高校のさらなる活性化と魅力ある学校づくりにより、生徒にとっても、高校全体にとっても、望ましい効果が得られるという見地から、現在の通学区域については撤廃し、全県一学区とすることが望ましい**

としたものです。

なお、答申では、通学区域の見直しを実施する場合に必要な対応について県教育委員会に対して要請・提言しています。

県教委への要請・提言

- 1 魅力ある学校づくりの一層の推進
- 2 生徒が適切に学校を選択できる環境の整備促進
- 3 制度見直しの十分な周知

(注1) 県立高校の男女共学化

平成22年度までに県内すべての県立高校が男女共学化する。

(注2) 中部南地区・北地区間の調整措置

中部北地区に住所を有する女子が中部南地区にある女子校の定員の25%、共学校の定員の10%まで通学できるとする調整措置

## 普通科高校における魅力ある学校づくりに関する施策等の現状について

### 制度面での取組

- 1 男女共学化の推進
  - 平成17年度 角田高と角田女子高の統合，築館高と築館女子高の統合  
気仙沼高と鼎が浦高の統合，古川高（単独共学化）  
古川女子高 古川黎明高（単独共学化，併設型中高一貫校）  
矢本高 東松島高（昼夜間開講型単位制高校に改編）
  - 平成18年度 石巻高（単独共学化），石巻商（単独共学化）  
石巻女子高 石巻好文館高（単独共学化）
  - 平成19年度 仙台二高（単独共学化）
  - 平成20年度 宮城第一女子高（単独共学化，単位制に移行）
  - 平成21年度 仙台三高（単独共学化）
  - 平成22年度 宮城第三女子高（単独共学化），仙台一高（単独共学化）  
宮城第二女子高（単独共学化，併設型中高一貫校）  
塩釜高と塩釜女子高の統合，白石高と白石女子高の統合（単位制に移行）
- 2 中高一貫教育校の整備（古川黎明【併設型】，志津川【連携型】）
- 3 総合学科・理数科・英語科・体育科・美術科・看護科等の設置
- 4 普通科のコース制の導入（富谷【人文・国際・理数】，岩ヶ崎【文系・理系】）など）
- 5 単位制の導入（宮城野，蔵王，利府，東松島【昼夜間三部制】）
- 6 学校長裁量権の拡大 学校長裁量予算の促進等・公募人事・長期休業日数の弾力化

### 事業面での取組

#### 進学指導関係

##### 進学指導充実支援事業【H16～】

地域の中心校である11校を事業実施校に指定し，財政支援を実施。

（白石，白女，角田，仙台第一，仙台第二，二女，古川，石巻，築館，佐沼，気仙沼）

学習合宿，シラバスの作成配布，みやぎ高校模試の実施，外部機関を活用した教員研修等

##### 学力向上ステップアップ事業【H18～】

地域の教員の授業力向上と早期の家庭学習習慣の確立

第一学年主任等研修会，地域別授業力向上プロジェクト等

##### 指導主事訪問オンデマンド事業【H17～】

各高校からの要請に応じて高校教育課又は教育研修センターから教科担当指導主事を派遣し，指導助言を行う。平成17年度は16校で実施。

学校英語教育充実推進事業（教員の資質向上と生徒の英語力の向上）

#### 就職指導関係

##### キャリア教育総合推進事業【H14～】

生徒が主体的に進路を選択する能力・態度を育成するために，知識・技術など経験豊富な社会人を学校に外部講師として派遣【H17：34校80学科・講師93人】

職業観を育む支援事業【H18～H20】（就職推進校：巨理，松島，河南）

キャリア教育推進地域指定事業【H16～H18】（松山）

新規高卒者就職支援事業【H14～H17】・ジョブサポート事業【H18～】（就職支援員配置・派遣）

## 特色づくり関係

学校活性化プロポーザル事業【H15～】

校長の独自性を生かした学校づくりのプロポーザルを促し、特色ある学校づくりを積極的に推進する学校を指定し、本県高校教育の改善に役立てる。

(H15～H17 泉館山, 気仙沼・県が浦連携, H16～H18 仙台南)

「わかる授業実現のための教員の教科指導力向上プログラム」実践校【H18～白石・白石女子】

みやぎIT教育推進事業【H16～H18 宮城二女, 古川黎明, 仙台南, 名取, 泉館山】

## 学校独自の取組

### 教育課程

類型設置

気仙沼西...進学類型・情報類型・福祉類型 蔵王...進学系・福祉系・情報ビジネス系

学校独自の教科・科目の設定(蔵王:アントレプレナーシップ【起業家教育】,手話・点字)

(飯野川:自然科学,環境科学)

(宮城広瀬,気仙沼西:ボランティア)

### 生徒指導

みやぎアドベンチャープログラム(MAP)の有効活用(女川,河南)

特別活動の充実(涌谷) 自主防犯活動等に積極的に取り組む社会貢献

### 高大連携

公開授業【平成17年度:3校】

出前講座【平成17年度:6校】

宮城教育大学との連携...授業力向上(佐沼,角田,石巻西)

### 地域連携

飯野川【H16～H18】(河北地区の小中学校連携による「豊かな体験活動推進事業」)

宮城広瀬(NPOと連携・隣接病院での読み聞かせ等のボランティア活動)

### 開かれた学校づくり

学校評議員制度の導入と活用【H12～】

県立高校の学校評議員数 350人(H17・全県立高校で設置)

学校の情報公開(ホームページの開設等)(100%)

授業公開日の設定(年間10日以上)【H15～】(実施率100%)

内部評価及び外部評価の実施(100%)

## 中学生が適切に学校選択できる環境づくり

- 1 公立高校の説明会(県主催:仙台・登米を会場に実施)
- 2 体験入学会(各高校で実施)左記以外でも随時受け入れ